

賃貸借契約書（案）

市立宇和島病院（以下「甲」という）と（相手方）（以下「乙」という）との間に、次の賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 乙が甲の使用に供する物件の賃貸借については、この契約の定めるところによる。

（賃貸借物件及び賃貸借料）

第2条 賃貸借物件及び料金は、次のとおりとする。

(1) 物件名 加温加湿器搭載型フロージェネレーターAirvo2

(2) 賃貸借料 月額 _____ 円／月（消費税別途）

（物件の使用場所及び賃貸借期間）

第3条 物件の使用場所及び賃貸借期間は、次のとおりとする。

(1) 使用場所 市立宇和島病院

(2) 賃貸借期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（物件の保守）

第4条 乙は、甲が物件を常に安全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、それに要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、装置の保守方法について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（賃貸借料の支払い）

第5条 乙は毎月末に、甲に対して適法な支払い請求書をもって、賃貸借料の請求をするものとする。

2 甲は前項に定める支払い請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内にその代金を支払うものとする。

（履行遅延の場合における違約金等）

第6条 乙の責めに帰する事由により、納入期日までに納入することができない場合において、納入期日後に納入する見込みがあると認めるときは、甲は延滞金を附して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、契約金額に対して、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により計算した

額とする。

- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 前項の場合において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正等により、この契約を締結した後に前項に規定する率に変動が生じているときは、乙は、同項の規定による遅延利息の額にその変動した率に相当する額を加減した額を請求することができるものとする。

（損害賠償）

第7条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（身分証明書の携帯及び秘密保持）

第8条 乙は、装置の管理に従事させる者を物件の設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。

- 2 乙は、前項の立ち入りに際して知得した甲の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

（契約の解除及び違約金）

第9条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したときは、文書による通知により、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、賃貸借期間内に前項の規定により契約の解除を行うときは、解除の時から賃貸借期間の満了時までの賃貸借料の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。

- 3 前項の規定による違約金の請求は、べつに損害賠償を妨げるものではない。

（物件の返還）

第10条 甲は、契約の解除によって物件を乙に返還する場合には、物件を原状に復して返還するものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。

(その他)

第12条 この契約の履行に関し疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 宇和島市御殿町1番1号
市立宇和島病院
宇和島市病院事業管理者 梶原 伸介

乙